

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)に
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 町の区域の新設等
自衛官の募集
種畜証明書の交付
土地区画整理法による換地処分
開発行為に関する工事の完了(二件)
都市計画事業の認可
- ◇公安告示 遊技機の型式の認定
- ◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表に次の二号を加える。

- 二百十 特定住宅地造成事業認定申請手数料 三万円
- 二百十一 特定住宅建設事業認定申請手数料 三万円

附 則

この規則は、昭和六十年七月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第一百三十四条第四項後段の規定による倉吉市秋喜土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町 の名称	秋喜西町	区域を変更する 町及び字の名称	秋喜	
同上の区域（昭和六十年一月三十一日現在の地番による。）	<p>秋喜字東九反長一八九の二部、一九〇、一九一の二から一九一の三まで、一九二の二から一九二の四まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>秋喜字相持一九三の二から一九三の三まで、一九四、一九五、一九六の二、一九七、一九八の二の二、一九八の二の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>秋喜字鍛治田二〇八の二、二〇九の二、二一〇の二、二一一の二、二一二の二、二一三の二、二一四の二、二一五の二、二一六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>秋喜字東森ノ下二九六の二、二九六の二、二九七の二、二九七の二、二九八の二、二九八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>秋喜字西九反長三〇三の二の二、三〇四の二、三〇五の二の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>秋喜字天名四五四の二、四五四の三、四五六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>秋喜字井手添四五七の三</p>	同上の区域（昭和六十年一月三十一日現在の地番による。）	<p>秋喜字清水元四六、四七の二、四八、四九、五〇の二、五〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五一と一体をなす国有地の一部</p> <p>秋喜字鰯堀り八五の二から八五の三まで、八六の二、一三三の二、一三三の三、一三四から一三六まで及びこれらと</p>	
<p>一体をなす国有地</p> <p>秋喜字東九反長一八八の二、一八九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>秋喜字相持一九八の二の二、一九八の二の二、一九九の二、二〇〇の二、二〇一の二、二〇二の二、二〇三の二、二〇四の二、二〇五及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇〇と一体をなす国有地の一部</p> <p>秋喜字鍛治田二〇六、二〇七の二、二〇七の二、二〇八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>秋喜字西九反長三〇三の二の二、三〇四の二、三〇五の二、三〇五の四の二、三〇六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>秋喜字清水元</p> <p>秋喜字清水元のうち四六、四七の二、四七の二、四八、四九、五〇の二、五〇の二及びこれらと一体となす国有地並びに五一と一体となす国有地の一部以外の区域</p>	<p>秋喜字鰯堀り</p> <p>秋喜字鰯堀りのうち八五の二から八五の三まで、八六の二、一三三の二、一三三の三、一三四から一三六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>秋喜字東九反長</p> <p>秋喜字東九反長のうち一八八の二、一八九、一九〇、一九一の二から一九一の三まで、一九二の二から一九二の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>秋喜字相持</p> <p>秋喜字相持のうち一九三の二から一九三の三まで、一九四、一九五、一九六の二、一九六の二、一九七、一九八の二、一九八の二、一九九の二、一九九の三、二〇〇の二、二〇一の二、二〇二の二、二〇三の二、二〇三の二、二〇四の二、二〇五及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

秋喜字東森ノ下	秋喜字東森ノ下のうち二九六の一、二九六の二、二九七の一、二九七の二、二九八の一、二九八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
秋喜字西九反長	秋喜字西九反長のうち三〇三の一、三〇四、三〇五の一、三〇五の四、三〇六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
秋喜字天名	秋喜字天名のうち四五四の一、四五四の三、四五六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
秋喜字井手添	秋喜字井手添のうち四五七の三以外の区域
廃止する字の名称	秋喜字鍛冶田

鳥取県告示第六百九十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第一百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和六十年度第二次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和六十年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 採用する自衛官
 - 二等陸士、二等海士及び二等空士
- 二 募集期間

1 男子については、昭和六十年七月一日から同年九月三十日までとする。

2 女子については、昭和六十年九月九日から同年十月五日までとする。

三 試験期日

1 男子については、募集期間中の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

2 女子については、昭和六十年十月十一日とする。

四 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛冶町一八一三

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町七〇九

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町三二七

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

米子市両三柳二六〇三

陸上自衛隊米子駐屯地

五 採用予定月

1 男子については、募集期間中の毎月とする。

2 女子については、昭和六十一年三月とする。

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第七百号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明 書番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		級 別	飼養者の住所又は所在地 及び氏名又は名称
					父	母		
昭60鳥取県 1第1号	竹 千 代	黒毛和種	57・2・22	兵庫県 兵庫県	安美土井	たつみ	2級	八頭郡河原町 谷口達雄
” 第2号	第 2 光	”	49・1・20	米子市	栄高	はないさみ	特級	鳥取市 鳥取県種畜場鳥取分場
” 第3号	城 桜	”	49・11・30	東伯郡赤碕町	但馬	ふさよしはな10	”	”
” 第4号	高 正	”	51・3・18	八頭郡智頭町	茂正波	ゆうだち	”	”
” 第5号	豊 光	”	51・5・15	日野郡日南町	第8裕豊	すぎー	”	”
” 第6号	富 士 豊	”	55・9・1	”	気高富士	あきすえー	1級	”

第7号	国平茂	"	56・4・7	八頭郡智頭町	北気高	せんきよう1	"	"
第8号	福吉	"	56・11・25	米子市	福金波	さかえ3	"	"
第9号	金城	"	57・2・27	鳥取市	金高	さだおのこ	"	"
第10号	パイロンチャージャーパー ビーマン	ホルスタ イン種	50・7・20	東伯郡赤碕町	ロイブルック チャージャ	ピーマンオン ボータ	2級	"
第11号	アイダロツター アイバンホー アイソ	"	55・2・25	"	グアイモン アイバンホー プレミネソ	バーブアイ ダロツター ローヤル	"	"
第12号	水穂6の1	黒毛和種	58・7・23	東伯郡関金町	国気高	みずほ6	"	倉吉市 山田 覚
第13号	第3気高富士	"	58・2・13	"	気高富士	みほ	"	倉吉市 有限会社西日本産業
第14号	第2国気高	"	58・6・10	倉吉市	国気高	みき28	級外	"
第15号	郷花富士	"	56・1・26	"	気高富士	ますおまさ	2級	"
第16号	花藤気高	"	55・12・5	東伯郡関金町	気高富士	たみやまがみ	1級	"
第17号	第5気高富士	"	57・6・28	倉吉市	気高富士	こちくさ	"	"
第18号	平気高	"	55・10・22	気高郡気高町	高正	第8にしまつ	2級	"
第19号	糸気高	"	56・5・12	八頭郡智頭町	第7糸桜	第7むらちか	"	"
第20号	パイキンゾグジュエネ アトラクチャーネ 83-9411	デユロツ ク種	58・3・21	東伯郡北条町	パイキンゾグ ジュエネ アトラク1-6	パイキンゾグ ジュエネ アトラク サボク8-2	級外	東伯郡関金町 津嶋満雄
第21号	パイキンゾグジュエネ 83-1972	"	58・10・28	"	パイキンゾグ ジュエネ アトラク1-6	リアロング ワイルド トリケ-82-56	"	東伯郡東伯町 東伯町農業協同組合
第22号	パイキンゾグジュエネ 83-1514	"	58・9・10	"	パイキンゾグ ジュエネ アトラク1-6	ゼンノ-2444 リアン アトラク1-1111	"	"

第23号	ローズ98-ボス ソクリス2-249	ランボ ー種	58・5・20	茨城県	ローズ8ボス クリス5-1281	ローズ9ボス ソクリス1-484	1級	東伯郡北条町 農取県経済農業協同組合連 合会名和種豚場北条分場
第24号	ローズ9 ニトトリケ 84-3281	"	59・3・16	東伯郡北条町	ローズ9ミ ボスソクリ 1-659	ローズ9ボ スソクリ1 -484	2級	"
第25号	ローズ9 クリストリ ケ84-472	"	59・5・22	"	ローズ98 ボスソクリ ス2-249	ローズ98 ボスソクリ ス2-249	"	"
第26号	アスタ ネツタノ トリケ81 -2594	大ヨ ー種	56・1・25	"	アスタ ネツタノ トリケ81 -2594	アスタ ネツタノ トリケ81 -2594	1級	"
第27号	ゼン ノー816 ク ラ ス ア イ ボ ナ ガ タ 2-3639	"	59・2・19	熊本県	ゼン ノー1876 ジュ ン ア イ ボ 2-885	ゼン ノー150 ク ラ ス ア イ ボ ナ ガ タ 7-816	2級	"
第28号	ゼン ノー823 エ ー タ イ ゲ リ ッ ト 1-822	"	59・3・10	"	ゼン ノー7068 ツ モ ロ ー ゲ リ ッ ト 1-727	ゼン ノー507 エ ー タ イ ワ ス カ ト チ 1-823	"	"
第29号	ゼン ノー572 エ ー ワ イ ア イ ボ 6-968	"	59・4・12	"	ゼン ノー1155 タ ー ン ア イ ボ 2-486	ゼン ノー151 エ ー ワ イ エ イ ボ 7-572	"	"
第30号	ウ エ ン テ ー ア ス タ ワ ス カ ト チ トリケ 84-1075	"	59・8・1	東伯郡北条町	ゼン ノー402 ウ エ ン テ ー ア ス カ ト チ 3-766	ア ス タ ネ ツ タ ボ サ ト リケ 82-2026	"	"
第31号	ゼン ノ ー 2035 エ ー ビ ー バ ン ク 4-1625	テ ユ ロ ッ ク 種	58・6・1	茨城県	ゼン ノ ー 1973 ア ツ ク バ ン ク 6-1287	ゼン ノ ー 105 エ ー ビ ー ラ ン ク 4-2035	"	"
第32号	バ イ キ ン グ ジ エ ネ チ ヤ ー 84-104	"	59・4・9	東伯郡北条町	バ イ キ ン グ ジ エ ネ チ ヤ ー 1-6	バ イ キ ン グ ジ エ ネ チ ヤ ー 1-6	"	"
第33号	バ レ ン テ ー ア イ キ ン グ ジ エ ネ チ ヤ ー 84-521	"	59・6・1	"	バ イ キ ン グ ジ エ ネ チ ヤ ー 1-6	バ レ ン テ ー ア イ キ ン グ ジ エ ネ チ ヤ ー 1-6	"	"
第34号	高 宮 4	黒毛和種	56・2・21	鹿児島県	奥高	第3ひろみ	1級	東伯郡赤崎町 農林水産省鳥取種畜牧場
第35号	梅 吹 1	"	56・3・22	"	吉1	かつきん3	"	"
第36号	高 愛 2	"	56・4・10	"	奥高	はやぶく2	"	"
第37号	晴 蓮 5	"	56・10・25	"	賢晴	さわしろ15	"	"
第38号	高 雲 3	"	56・10・25	"	奥高	くらくも15	"	"

第39号	兼原 21	"	56・11・5	東伯郡赤碓町	賢晴	はら1	"	"
第40号	花牧 2	"	57・2・23	鹿儿岛県	忠福	みふく7	"	"
第41号	高隅 1	"	57・2・24	"	奥高	まつきん8	"	"
第42号	黄金友 22	"	57・3・21	東伯郡赤碓町	気高富士	さきあお19	"	"
第43号	薩粒 22	"	57・10・25	"	第3吉岡	ふさのしも11	"	"
第44号	薩宿 22	"	57・10・27	"	"	さちおとしげ19	"	"
第45号	薩洋 22	"	57・10・29	"	"	ひろふく2	"	"
第46号	杉山 23	"	58・2・18	"	福興2	にいやまさき5	"	"
第47号	薩愛 3	"	58・3・25	鹿儿岛県	第3吉岡	はやふく2	"	"
第48号	杉込 23	"	58・3・25	東伯郡赤碓町	福岡2	ひらかね21	"	"
第49号	気高富士	"	47・11・26	八頭郡那家町	福気高	よしひさ	特級	東伯郡赤碓町 眞取眞種番場
第50号	高茂	"	49・7・12	八頭郡智頭町	北気高	やすこ	"	"
第51号	好桜	"	53・11・14	気高郡鹿野町	城桜	第1ひらよし	"	"
第52号	城茂	"	55・2・5	八頭郡船岡町	"	第15ありひらしげ	"	"
第53号	糸北鶴	"	55・8・2	倉吉市	第7米桜	にしづる	1級	"
第54号	福栄	"	55・9・3	西伯郡西伯町	福金波	第3みやくら	"	"

第55号	山 松 正	"	55・12・25	気高郡気高町	高正	みつこ	"	"
第56号	茂 桜	"	57・3・10	八頭郡智頭町	高茂	せんきょう1	"	"
第57号	福 豊	"	57・4・15	米子市	城桜	第9ゆたか	"	"
第58号	富 士 森	"	57・10・30	日野郡日南町	気高富士	やえ25	"	"
第59号	晴 茂	"	58・3・22	"	高茂	よしひめ	"	"
第60号	豊・松	"	58・6・1	倉吉市	豊光	いりざわ	"	"
第61号	高 久	"	58・10・10	日野郡日南町	気高富士	たかみどり	"	"
第62号	豊 秀	"	58・12・21	西伯郡岸本町	豊光	ひかり	"	"
第63号	北 茂	"	59・2・2	岩美郡岩美町	高茂	第3こがね	"	"
第64号	糸 平 茂	"	59・2・2	八頭郡智頭町	糸北鶴	ひらしげきよし	"	"
第65号	花 気 高	"	59・5・12	東伯郡東伯町	気高富士	みやさか	"	"
第66号	ブライウンデール ロイヤルホーン	ホルスタ イソ種	51・4・17	カナダ	レークフアイールド フオンホーン	ブライウンデール ロイヤルホーン	2級	"
第67号	ラントラント チーフリム	"	54・8・31	アメリカ合衆国	ポニーフタアーム ブライウンデール	ラントラント チーフライスラッキー	"	"
第68号	ロイヤルホーン パーペイン	"	54・7・28	東伯郡赤碓町	ブライウンデール ロイヤルホーン	ロイヤルホーン パーペイン	"	"
第69号	伯 耆 土 井	黒毛和種	51・9・1	西伯郡西伯町	安美土井	たみこ	"	西伯郡西伯町 安部貞紀
第70号	福 耆 土 井	"	54・5・30	"	伯耆土井	ふなひめ1	"	"

第71号	伯博士井	"	56・2・10	西伯郡大山町	伯耆土井	にしむらどい	"	"
第72号	森 安	"	58・10・3	日野郡日南町	森気高	第18やすみ	級外	"
第73号	第2 藤 船	"	57・9・23	西伯郡西伯町	安波	ふたば2の6	2級	"
第74号	サキタマ56 アリエジエロン 3—774	ランボレ ニス種	56・10・21	埼玉県	サイチクアリエ ジエロン54—227	サイチクアリエ ジエロン54—380	"	西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
第75号	4キヤン トヨ1—3	"	58・8・13	西伯郡西伯町	651キヤン カレルアルキナカニ 3—1	アリスビクトリ サクセスヨ 5—599	"	"
第76号	19チーアルペン アルキソグ5—6	大ヨーク クシヤニ種	57・6・16	"	チーツアルペン21	ミタス79スアラー アルキソグ5—1	"	"
第77号	9カーリスボンバー アルキソグ8—7	"	58・7・14	"	カーリスダニー60	ミタス88ボンバー ミラクルアルキソ グ6—4	1級	"
第78号	12ボンバー アルキソグ7 タ12—7	"	58・7・17	"	ミタス180 ボンバー アルキソグ9—5	フクノソングタ ヤマトソ2—4	"	"
第79号	セペラボチ ピスタトリケ 83—912	"	58・7・13	東伯郡北奈町	ゼソノ—8801 ボチピスタエイア 3—3708	セペラトリケ ピスターアル —77—2951	2級	"
第80号	ハーラストン クインセンダー 84—64	"	59・5・2	大分県	ハーラストン クインセンダー 83—491	ハーラストン クインセンダー 83—16	"	"
第81号	ハーラストン フオートセンダー 84—188	"	59・5・15	"	ハーラストン フオートセンダー 83—17	ハーラストン コップセンダー 83—261	"	"
第82号	ハーラストン フオートセンダー 84—249	"	59・6・27	"	"	ハーラストン クインセンダー 83—508	"	"
第83号	ジャーリーバシツク ジャッキヨシガワ 7—4	ハンゾシ ヤニ種	55・5・1	神奈川県	ジャツキーシヤリ ヨシガワ2—2	ジャーリーバシツク ヨシガワ 3—3	"	"
第84号	クニエスドリアム 82—8081	デユロツ ク種	57・3・25	茨城県	クニエスクラツシ 81—8125	クアビ ドリアム81—9049	"	"
第85号	55レツトオールド ロージ2—8	"	57・8・10	西伯郡西伯町	レツドロソグ バレートリケ 81—58	62ウキスロ ラソソク ラソソク	1級	"
第86号	218クイソマツク レツトヤクヲ4—1	"	58・1・15	米子市	972クイソマツク ミヤマト5—1	928クイソ マツク レツトヤクヲ4—3	2級	"

第87号	バイキングジェネチック クリテトリケ-83-32	"	58・4・2	東伯郡北条町	バイキングジェネチック ククボク1-6	リアロンゴウイールド トリケ-82-55	1級	"	"
第88号	フラッシュエチヤーム リテトリケ-83-71	"	58・4・8	"	ゼンノー3015フラッシュ エチヤーム3-1494	リアロンゴウイールド トリケ-82-57	"	"	"
第89号	55ビリア レンバー1-8	ランパル ニス種	58・3・19	西伯郡西伯町	フアンダビリア ジェネチックイ 5-1	91ビツカーラソ レンバー4-8	2級	"	"
第90号	クニモンスター テアラ82-6065	大ヨーク シヤ-種	57・2・19	茨城県	クニモンスターモ リー79-6190	クニモツクスアラ 80-7127	"	"	"
第91号	大 栄 光	黒毛和種	56・6・5	西伯郡西伯町	第十二栄光	はるよし2	"	"	日野郡日野町 大下 宏
第92号	豊 連	"	57・2・26	日野郡溝口町	大豊	きたい2	"	"	"
第93号	糸 栄	"	55・12・18	日野郡日南町	第7糸栄	のおきよ	"	"	"
第94号	第55 日豊	"	54・10・10	日野郡江府町	第8裕豊	第2たかみ	"	"	"
第95号	高 勇	"	59・1・8	日野郡日南町	高茂	とく79	級外	"	"
第96号	大 豊	"	51・8・1	日野郡溝口町	森気高	おく三	1級	"	"

鳥取県告示第七百一十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、倉吉市秋喜土地区画整理組合から倉吉市秋喜土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年四月五日 鳥取県指令受都計第二十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字打明ヶ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成四三三一

安木憲二

鳥取県告示第七百三三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年一月二十二日 鳥取県指令受都計第三百二十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新川三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市車尾一四三二一二

米子住宅産業株式会社

代表取締役 宇山弘昭

鳥取県告示第七百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

若桜町

二 都市計画事業の種類及び名称

若桜都市計画下水道事業坂川都市下水路

三 事業施行期間

昭和六十年六月二十八日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

八頭郡若桜町大字若桜字権現島、字馬橋、字オドリ橋、字坂川、字カニ田及び字隈田地内

2 使用の部分

なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めため、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	レッドライオン	株式会社ソフピア
	エアブレン	平和工業株式会社
	ロイヤルキング八五	株式会社三井

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和60年6月28日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時		場 所	受 講 対 象 者
	日	時		
初心者講習	昭和60年7月19日	午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
	昭和60年7月25日	午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟3階第16会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	昭和60年8月9日	午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間80分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長

を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）